

令和2年度

南アルプス市
国民健康保険運営協議会会議録

令和2年11月16日 開会

令和2年11月16日 閉会

山梨県南アルプス市国民健康保険運営協議会

令和 2 年度

南アルプス市国民健康保険運営協議会

11月16日

令和2年11月16日
午後7時00分 開議
於 市健康福祉センター2階会議室

1. 開会

2. 会長あいさつ

3. 市長あいさつ

4. 議事

諸般の報告

議事録署名委員の指名

議事案件

(1) 諮問

国民健康保険の保険給付について

(2) 制度改正

国民健康保険税の軽減判定基準額に係る見直しについて

(3) 報告

令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

(4) その他

5. その他

6. 閉会

出席委員(18名)

清水 栄 男	桐 生 友 明
森 本 秀 夫	吉 元 誠一郎
塩 田 保 朗	望 月 定 子
戸 澤 英 子	長 田 悦 子
功 刀 秀 樹	櫻 田 美佐子
本 多 眞 澄	和 田 哲 子
齊 藤 和 磨	河 野 裕 樹
功 刀 仁 篤	塩 谷 進
小 山 篤	池 川 正 美

欠席委員(1名)

深 沢 眞 吾

議事録署名委員

塩 田 保 朗	戸 澤 英 子
---------	---------

出席者

国保事務局	部 長	竹 野 浩 一
	課 長	西 野 文 人
		清 水 充
		荻 野 尚 子
		中 島 智 史
		中 島 陵
		松 田 龍 弥

開会 午後 7時00分

○事務局

皆さん、こんばんは。

定刻となりましたので、ただいまより南アルプス市国民健康保険運営協議会を開催させていただきます。

本日は、夜分お疲れのところ、ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

会議の進行をさせていただきます、国保年金課長の西野です。よろしくお願いいたします。

まず、会議に先立ちまして、前回の会議の折に、次回の開催については、2月の開催になるという旨の連絡をさせていただいたところでございますが、今般、新型コロナウイルス感染症に関する対策につきまして、この12月の定例議会に案件を提案いたしたく、急きよ、その案件に対しまして、皆さま方からご意見を伺いたく、本日開催させていただいた次第でございます。ご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の次第により進めさせていただきたいと思えます。

はじめに、会長あいさつ、和田会長からごあいさつをいただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○会長

皆さん、こんばんは。

夜分お疲れのところ、令和2年度第2回国民健康保険運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。

本日は諮問事項があり、お集まりいただきました。

さて、富士山、南アルプスの山々が早めの雪化粧、1日の寒暖差に疲労する季節となりました。気管支疾患が流行する季節でもあります。今年は、インフルエンザの予防に加え、新型コロナウイルスの感染対策も考えなくてはなりませんので、大変悩ましい限りでございます。新型コロナウイルスもインフルエンザも一般的な風邪も予防対策は同じことのようにです。引き続き、念入りな手洗い、うがい、マスクの着用、ソーシャルディスタンスを考えた上での行動、室内においては換気が大切なことと、あらためて思っているところです。

また、医療に携わっておられる先生方には、よりご苦勞の多い日々と拝察申し上げます。ご苦勞さまでございます。

私たち一人ひとりが、緩みのない予防対策を行うことと、コロナウイルスの予防薬と特効薬の1日も早い開発を願うばかりです。

激動の令和2年も余すところひと月半となりましたが、来る令和3年が、明けない夜はないという形容詞を使わないで、今より少しでも安心して生活できる年であることを祈り、簡単ではございますが、あいさつとさせていただきます。

なお、時節柄もでございますので、議事がスムーズに進みますよう、ご配慮のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

続きまして、市長あいさつ、金丸市長が見えておりますので、市長からあいさつをいたします。

○市長

皆さま、こんばんは。

市長の金丸です。

一言ごあいさつを申し上げます。

本日は、公私ご多忙の折、また、夜分お疲れのところ、国民健康保険運営協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆さまには、日ごろより、市政ならびに国民健康保険事業の運営につきまして、ご理解・ご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、今晚ご審議いただく内容につきましては、国保加入者が新型コロナウイルス感染症に感染し、事業を行うことができなくなった場合の傷病手当金の支給対象の対象者の拡大についてであります。

現行、国から財政支援を受ける中で、被用者を対象として実施しておりますが、今般、市単独にて支給対象者に個人事業者を加えるものであります。

本市といたしましては、給与等の支払いを受けている被用者のみだけでなく、新型コロナウイルス感染時に被保険者が休みやすい環境を整えることで、感染拡大防止につながるよう、的確な運用に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆さま方には、慎重なご審議をいただき、本市の国民健康保険事業の運営にお力添えを賜りますようお願いを申し上げます、私のあいさつとさせていただきます。

今晚は、よろしく願いいたします。

○事務局

金丸市長、ありがとうございました。

市長におかれましては、このあと所用がございますので、ここで退席をさせていただきます。

それでは、次第4の議事に移りたいと思います。

本日の会議におきましては、(1) 諮問事項、(2) 制度改正、(3) 報告、(4) その他と、合計4案件となります。

運営協議会会則第5条第1項の規定により、和田会長に議長をお願いいたします。

よろしく願いいたします。

○会長

では、始めさせていただきます。

まず、諸般の報告ということで、本日の委員の出席状況について、事務局から報告をお願いします。

○事務局

私のほうから報告させていただきます。

まず、委員の出席状況、以下、何点か報告をさせていただきます。

はじめに、南アルプス市国民健康保険運営協議会会則第5条第2項の規定により、会議の成立についてご報告させていただきます。

本日の会議に際しまして、はじめに欠席者の報告をさせていただきます。

保険医代表の深沢眞吾委員から、本日の会議に欠席する旨の連絡をいただいております。ここに報告をさせていただきます。

つきましては、本日、19名の委員のうち、18名の委員の出席がありますので、過半数以上の出席により、本日の会議が成立いたしましたことを、ここで報告させていただきます。

続きまして、本会議では、会議録の作成のため、会議の内容を録音させていただいております。ご意見・ご質問等をされる場合は、名前を言ってからご発言をくださいますよう、よろしく願

い申し上げます。

なお、本運営協議会の会議は、公開で行うものとされており、運営協議会の開催および公開につきましては、市のホームページにてあらかじめ周知をしております。

また、会議の公開は、南アルプス市議会等の会議の公開に関する指針に基づき、会議の傍聴を希望する者に傍聴を認めることとしております。

本日の会議の公開にあたり、傍聴定員を5名として周知いたしましたところですが、傍聴者がいませんので、ここに報告をさせていただきます。

以上で、議事に先立ちまして、報告を終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

次に、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第7条により、会議録を作成することになっております。

会議録署名委員2名を指名します。

塩田保朗委員、戸澤英子委員を指名します。

塩田委員、戸澤委員には、よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、これより議事に入りたいと思います。

まず、第1号議案である諮問 国民健康保険の保険給付について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

国民健康保険担当の清水です。

よろしくお願ひします。

議事案件の諮問 国民健康保険の保険給付についてを、着座にて説明をさせていただきます。

お手元に市長の諮問書の写しを配布させていただいておりますので、ご確認をお願いします。写しと書いてある文書、1枚の文書になります。

諮問を読み上げさせていただきます。

南アルプス市国民健康保険の保険給付について（諮問）

国民健康保険事業の適正な運営を図るため、国民健康保険に係る次の事項について、南アルプス市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定に基づき貴協議会の意見を求めます。

保険給付について

事業所得により生計を立てている被保険者（個人事業主）が新型コロナウイルス感染症に感染し、療養のため事業を行うことができないときは、傷病手当金を支給する。

では、諮問の詳細について説明させていただきます。

ホチキス止めの資料1ページの資料1をご覧ください。

現行の傷病手当金の制度について、まず、説明させていただきます。

傷病手当金の支給につきましては、国民健康保険の任意給付となり、実施する際には市町村の判断に委ねられています。

対象となる方につきましては、国保の被保険者で事業主から給与の支払いを受けている方が新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われ、療養のため就労することができず、給与の全部、または一部を受け取ることができない方に対して支給を行っております。

支給の対象期間であります。就労ができなくなった日から起算いたしまして、4日目以降の就労ができない期間を支給対象としております。最長で1年6カ月になります。

支給額の算定方法につきましては、直近の3カ月の給与収入の合計を3カ月の就労日数で除して、それに3分の2を掛け、就労できない日数を掛けたものが支給額ということになります。

1日の支給限度額は、健康保険法の規定に準じた規定となっております。

傷病手当金の支給財源につきましては、すべて国において賄われます。

市内の給付実績といたしましては、新型コロナウイルス感染症に感染し、または感染が疑われる方が2件ございました。

次に、傷病手当金の拡充について説明させていただきます。

対象となる方につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染し、医師の診断により療養のため、一定期間事業または業務に従事できない方に対して支給を行います。

支給の対象期間であります。医師の診断により事業に従事できない期間を支給対象としております。最長で14日までとなります。

支給額の算定方法につきましては、直近1年間の事業収入を365日で除して、それに3分の2を掛け、事業に従事できない日数を掛けたものが支給額ということになります。

1日の支給限度額は、被用者の限度額と同様になります。

適用期間につきましては、現行制度と同様の、令和2年1月1日から12月31日までとなりますが、国からの延長指示により対応させていただきます。

この傷病手当金の拡充は、市単独事業のため、支給の財源は財政調整基金を取り崩して対応したいと考えております。

県内において新型コロナウイルス感染症が増えている状況や被保険者間の公平性の観点から対応していく考えでございます。

なお、県内において実施している市町村はございません。

以上で説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ただいま事務局より説明がありました。

国民健康保険の保険給付について諮問されました。

これにつきまして、ご意見・ご質問等ありましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

(なし)

では、ないようですので、運営協議会としまして、市長の諮問に対する答申をまとめたいと思います。

諮問については、原案を適当と認めると答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

ご異議ないようですので、そのように決めます。

なお、答申書の内容につきましては、正副会長に一任させていただきたいと思います。

次に、第2号議案の制度改正に移りたいと思います。

国民健康保険税の軽減判定基準額に係る見直しについて、事務局より説明をお願いします。

○事務局

制度改正、国民健康保険税の軽減判定基準額に係る見直しについて説明いたします。

2ページの資料2をご覧ください。

前回の運営協議会において説明させていただきましたが、これは、税制改正による個人所得課

税の見直しに伴い、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除で10万円を振り替えるものでございます。

給与所得控除や公的年金控除については、収入金額から所得を算定する際に差し引く必要経費にあたる金額となります。

内容の(1)基礎控除額相当分の基準額の引き上げにつきましては、国保税の負担において不利益が生じないように、令和3年度の国保税算定において基礎控除額が33万円から43万円に引き上げられます。

(2)軽減判定基準の見直しにつきましては、被保険者のうち一定の給与所得がある方、公的年金を受給されている方が2人以上いる世帯は、基礎控除額の引き上げに伴い、国保税の軽減措置に該当しにくくなるため、軽減判定基準の見直しを行います。

下側に現行の軽減基準額が記載されております。7割、5割、2割軽減の判定には、基礎控除額の33万円を基準として算定されています。

改正後には、基礎控除額が43万円に変更となり、給与所得がある方と公的年金の支給を受けている方の合計数から1を引いた数に10万円を掛けた金額を加えます。

こちら令和3年の国保税算定から適用となります。

税制改正に伴う見直しとなりますので、12月議会へ国保税条例改正案を提案していく予定でおりますので、ご了承いただけますようお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○会長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、これにつきましては、ご質問・ご意見等ありましたら、お願いします。

いかがでしょうか。

(なし)

ないようですので、次に、第3号議案 報告の令和元年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

国民健康保険担当の中島です。よろしく申し上げます。

3ページの令和元年度国民健康保険特別会計の決算参考資料をご覧ください。

こちらは、国民健康保険特別会計の状況を示したものとなります。上段が歳入、中段が歳出の内訳となっております。

令和元年度決算は、歳入の合計が73億8,186万4,801円、歳出の合計が72億293万8,310円で、収支の差引額は1億7,892万6,491円となりました。

歳入の国民健康保険税につきましては、令和元年度の決算額は16億3,563万1,425円で、前年度より3,140万6,186円の減額となっております。

繰越金についてですが、令和元年度におきましては、前年度からの繰越金が1億、8,705万9,222円ございます。この財源を歳出の積立金として財政調整基金に7,691万2,559円を積み立てております。

下段につきましては、年度別の平均被保険者数等、国保税率、収納率を記載させていただいておりますので、参考にしてください。

以上で説明を終わらせていただきます。

○会長

ありがとうございました。

ただいま説明がありましたが、何かご意見・ご質問ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

(な し)

ないようですので、次に、第4号議案 その他ですが、事務局より何かありますか。

(な し)

委員さんで何かご意見・ご質問等ございますでしょうか。

(な し)

ないようですので、これで議事を終了させていただきます。

ご協力ありがとうございました。

○事務局

和田会長、ありがとうございました。

それでは、5番のその他でございますけど、委員の皆さまから何かございますでしょうか。

よろしいですか。

(な し)

それでは、事務局のほうから連絡事項があります。

今回の協議会日程等につきまして、松田のほうから説明させていただきます。

○事務局

国民健康保険担当の松田と申します。

報酬支払いについて説明させていただきます。

委員の皆さんの今回分の報酬につきましては、12月中旬ごろの支払いを予定しております。

なお、委員報酬は課税対象となりますので、源泉徴収票が発行されますが、本年支払い分は、令和2年分源泉徴収票として来年令和3年1月ごろに発送をさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局

それでは、私のほうから、次回の日程について連絡させていただきます。

今回、急きよ、臨時的に開催させていただいたわけでございますが、次回は、2月を予定させていただきたいと思っております。近くなりましたら、あらためて通知をさせていただきます。よろしくお願いたします。

事務局からの連絡は以上となります。

それでは、本日の会議を終了させていただきたいと思っておりますので、閉会の言葉を本多副会長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○副会長

皆さま、今夜はお疲れのところ、ご出席いただき、ありがとうございました。

それから、速やかな進行にご協力いただき、ありがとうございました。

コロナ、コロナで萎縮した生活をしていますが、早く終息することを願ひ、あるいはワクチンが早くできることを願ひ、あるいは特效薬ができることを願ひつつ、今夜の南アルプス市国民健康保険運営協議会を閉会といたします。

ありがとうございました。

○事務局

ありがとうございました。

これをもちまして、本日のすべての案件は終了いたしました。

誠にありがとうございました。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 7時29分

この会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

国民健康保険事業
運営協議会長

会議録署名員

会議録署名員